

評価結果報告書

適用基準:

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」
平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

評価対象施設名称	しもにいくら保育園					運営主体	株式会社ベネッセスタイルケア								
定員	60	人	年齢別 定員	0歳 3	1歳 5	2歳 10	3歳 12	4歳 15	5歳 15						
代表者氏名/役職	園長	茶木 智子					職員数	31	人	うち常勤 保育士	12	人	その他	19	人
施設所在地	埼玉県和光市下新倉1-2-25							TEL/FAX	048-452-6833 / 048-451-0180						
								e-mail	chaki-t@benesse-style-care.co.jp						

評価機関名称	特定非営利活動法人 福祉総合評価機構											
評価担当者氏名	大江 恵子			小川 晃			小出 正治					
利用者調査実施期間	20 年 12 月 15 日			～			20 年 12 月 26 日					
施設自己評価 実施期間	21 年 1 月 5 日			～			21 年 1 月 16 日					
訪問調査実施日	21 年 2 月 19 日											
評価結果合議実施日	21 年 3 月 17 日						評価結果提出日			21 年 3 月 31 日		

貴園について実施いたしました第三者評価業務につきまして、その評価結果を別添の通りまとめさせていただきましたので、ご検収下さいませ。

貴法人よりご報告いただきました当園の評価結果につきまして、報告書を受領し、内容に同意いたしました。

21 年 3 月 31 日

年 月 日

株式会社ベネッセスタイルケア 御中

施設名

特定非営利活動法人 福祉総合評価機構

印

代表者氏名

印

- 今年度は絵本を好きな子に育むことを目標とし、廊下のスペースに絵本コーナーを設置したり、園庭では菜園やプランター、築山を作るなど、保育環境の充実に向けた取り組みを計画的に行っています。
- 子ども達の自主性を尊重し、各部屋では玩具を自ら選択し、取り組むことができる保育環境を提供しています。また部屋以外のスペースを活用するとともに、年齢を超えて自由に活動できる環境を整え、幼児クラスでは年間を通して異年齢での生活グループにて活動を行うなど、異年齢の交流による育ち合いの充実に努めています。
- 菜園で夏野菜を栽培、収穫した野菜を給食の食材として子ども達へ提供する他、2歳児よりクッキング活動を行い、食材をスーパーへ買い物に行くところから経験し調理へとつなげる等、食への関心を深める取り組みを行っています。また日々の給食においても当番活動の一環として配膳を経験したり片付けも個々に行う等、子どもが自分ができるようになるための取り組みを行っています。
- 「年間振り返りフォーマット」では年間の反省と次年度への引継ぎ事項を明確化され、また別に職員の提案様式があり、会議での検討から実践へとつながる仕組みがあります。またベネッセスタイルケアが運営する各保育園のリーダー層や専門職職員が参集する連絡会では、研修や各園の改善事例・失敗事例の共有が行われ、複数園運営のメリットを活かしたノウハウの共有、課題の解決を図る仕組みが持たれています。
- ベネッセスタイルケア共通の取り組みとして、常勤職員には「チャレンジシート」等の共通書式による自己評価や個々の課題・目標の設定と「チャレンジ面談」による個別の目標管理を実施しています。また各種の外部研修への派遣とあわせ、本部において職種・職位別の内部研修の制度も設けられるなど、園の保育を担う人材の育成に向け、職種や経験をふまえた個別の職員育成を行う仕組みが整えられています。

さらなる向上に向けて改善が望まれる点(評価結果をふまえた総合的な課題)

- 3歳未満児に関しては、個々に計画が立てられ、日誌にて記録が取られています。ただし3歳以上児に関して配慮を要する子について、計画的に保育を実践されている実態が明確には確認できませんでした。今後は3歳以上児の配慮を要する子についても、支援内容等を計画上に明示した上で、状況と発達の見通しを確実に共有しながら保育を実践していくことを期待します。
- 各計画類には、整合性が図られていない点が散見されました。今後は発達の見通しをもった保育の実践のためにも、計画→実践→評価反省→見直しのPDCAサイクルがより確実に実施していくよう仕組みを整えることを期待します。また記録の取り方に関してもさらに検討されることを期待します。
- 虐待対応については県及び市作成のマニュアル・手引きが常時閲覧可能とされ、本社作成の「保育の考え方」でも虐待に関する記述がある他、本社において「ベネッセ保育園安全衛生基準」への加筆を検討するなどしています。今後はさらに園の保育や施設の形状などをふまえた独自のマニュアルの作成や、それらの自由閲覧のみによらない周知の取り組み、関係研修への派遣など、より積極的な取り組みにも期待が持たれます。

I 発達援助の基本			
I-1 理念・方針の明文化と整合性、自己評価			
I-1-1(1) 保育所の保育理念及び基本方針が明文化されている。(42) <small>【判断基準】</small> a) 保育理念及びその理念に基づいた保育サービス提供の基本方針がいずれも明文化されている。 b) 保育理念及び保育サービス提供の基本方針がいずれも明文化されている。 c) 保育理念及び保育サービス提供の基本方針のいずれかが明文化されている。 d) 保育理念と保育サービス提供の基本方針のいずれも明文化されていない。	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="background-color: #e0ffe0;">評価</td> <td style="background-color: #e0ffe0; font-size: 2em;">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
I-1-1(2) 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。(1) <small>【判断基準】</small> a) 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。 b) 保育計画は、保育の基本方針に基づき作成されているが、地域の実態や保護者の意向等は考慮されていない。 c) 保育計画が、保育の基本方針に基づいていない。 d) 保育計画が作成されていない。	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="background-color: #e0ffe0;">評価</td> <td style="background-color: #e0ffe0; font-size: 2em;">b</td> </tr> </table>	評価	b
評価	b		
I-1-1(6) 保育理念や基本方針を職員、保護者、関係者に周知するための取り組みを行っている。(43) <small>【判断基準】</small> a) 保育理念及び基本方針について、職員や保護者だけでなく、地域の住民や関係機関なども対象に含め、周知を図るための取り組みを行っている。 b) 保育理念及び基本方針について、職員や保護者に周知するための取り組みを行っているが、地域の住民、関係機関などには、その周知を図るための取り組みを行っていない。 c) 保育理念および基本方針について、職員に周知を図る取り組みを行っているが、保護者、関係者には行っていない。 d) 保育理念及び基本方針を職員、保護者、関係者いずれにも周知するための取り組みを行っていない。	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="background-color: #e0ffe0;">評価</td> <td style="background-color: #e0ffe0; font-size: 2em;">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
園のめざすものとして「園目標・保育目標」と「保育方針」があり、ベネッセスタイルケア共通の保育の考え方を掲げている。「園目標・保育目標」と「保育方針」は市作成の保育園案内と園パンフレット、入園者向けの資料「園のしおり」に記載されている他、園入口ホールに掲示されている。保護者への説明の機会としては入園前面接時と進級時の各クラス懇談会があり、職員への周知については職員室での掲示に加え、常勤・非常勤問わず全職員必携の「ベネッセの保育の考え方」への掲載、入職時の本部での研修などで周知と理解を図っている。市こども福祉課にはパンフレットが常備されている他、市及び同社のホームページに「園目標・保育目標」と「保育方針」を掲載して、広く浸透を図っている。地域・関係機関等への周知については、現状では主に入園を目的とした方々向けの場所・媒体(市役所・ホームページ等)の活用にとどまっている感否めず、より積極的な取り組みも検討を期待したい。
「ベネッセ保育計画(発達の姿)」をもとにし、年間指導計画に反映している。保護者や地域の実態に関しては、前記の保育計画には反映されていないが、園長が3か年にわたる「運営計画」を作成、今年度の重点テーマとして、現状認識・園の課題を「子どもの成長支援」「保護者支援」「対地域」「園組織」ごとに明確にし、実行項目及び今年度末に目指す状態を掲げている。また今年度は「絵本が大好きな子どもの保育園」「異年齢保育の確立」を園目標としている。異年齢保育を実施しており、幼児と乳児クラスとのかかわりを多く持つことを目指している。その一環として廊下に絵本棚や机を設置し、異年齢交流ができる場とするとともに、子どもの絵本への興味・関心を培うための環境を提供している。今後は保育所保育指針の改定により、保育課程作成に関しては、会社独自の保育課程に加え、園の特徴を加え作成する予定である。

評価結果をふまえた園のコメント
20年度は新園長着任1年目ということで、19年度までの保育園運営の経緯を踏まえ、行事や地域との関わりを継承する1年でした。21年度は20年度の内容を振り返り、見直した内容を保育計画に反映していくことで、普段の保育内容から保護者の方にご理解いただく努力をします。また地域との関わりを広げ、地域に根ざした保育園として努力していきたいと考えています。

評価結果報告書	施設名称	しもにいくら保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
---------	------	-----------	------	--

I 発達援助の基本			
I-1 理念・方針の明文化と整合性、自己評価			
I-1-1(3) 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。(2) 【判断基準】 a) 定期的に指導計画の評価を行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。 b) - c) 定期的に指導計画の評価を行っているが、その結果が指導計画に反映されていない。 d) 定期的な指導計画の評価を行っていない。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 395 1090 547">評価</td> <td data-bbox="1090 395 1182 547">b</td> </tr> </table>	評価	b
評価	b		
I-1-1(4) 保育の内容について、職員参加により、定期的に自己評価を行っている。(45) 【判断基準】 a) 保育の内容について、職員参加により、定期的に自己評価を行っている。 b) - c) 保育の内容について、定期的に自己評価を行っているが、職員参加が図られていない。 d) 保育の内容について、定期的に自己評価を行っていない。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 691 1090 842">評価</td> <td data-bbox="1090 691 1182 842">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
I-1-1(5) 保育の質の向上や改善のための取り組みを、職員参加により行っている。(44) 【判断基準】 a) 定例の会議を含め、年間を通じて職員から提案を募集するか、又は定期的に(年に複数回)意見を聞くための場を設け、保育の質の向上や改善のための取り組みを行って、結果が次回の計画に反映されている。 b) 定例の会議を含め、年間を通じて職員から提案を募集するか、又は定期的に(年に複数回)意見を聞くための場を設け、保育の質の向上や改善のための取り組みを行っている。 c) 定例の会議を含め、年間を通じて職員から意見を募集するか、又は定期的に(年に複数回)意見を聞くための場を設けているが、それを踏まえて、保育の質の向上や改善のための取り組みを行っていない。 d) 定例の会議を含め、保育の質の向上や改善に関し、職員からの意見を聞いていない。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 1026 1090 1185">評価</td> <td data-bbox="1090 1026 1182 1185">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
<p>各年齢とも年間指導計画を作成。3歳未満児は年間指導計画を個別とクラスごとに立案、反省も実行している。3歳以上児は期ごとに反省を行っており、週月案を立て、保護者にも2週案を掲示し、実施した内容については日誌に記録している。幼児及び乳児クラスはクラス会議の中で振り返りを行い、次月の計画を立てる仕組みとしているが、週案に関しては振り返りの実態が明確に確認できなかった。また各計画類に関しては整合性の点で課題も散見されており、今後は発達の見通しをもった保育の実践をさらに推進するためにも、各計画類の評価反省の精度を高め、計画から計画へのつながり、反省をふまえた次の計画への反映を明確にし、よりよい保育が実践できるような仕組みの構築を期待したい。</p>
<p>常勤職員は毎週の職員会議等で保育内容の振り返りを行っている他、非常勤職員については園長・主任出席の「非常勤会議」で情報共有を行っている。それぞれの会議では職員同士の気づきの共有や改善に向けた検討も行われている他、他園の見学で得たことや研修で学んだことを報告・共有し合う機会としても機能している。年度末の職員会議で年間の振り返りを行うとともに、「年間振り返りフォーマット」を各クラスで作成、「保育内容」「保護者対応」「クラス内連携」の各項目で年間の反省と次年度への引継ぎ事項を明確化している。また年2回の運営委員会、保護者会が管理する意見箱などによっても意見を把握している。</p>
<p>職員が企画や提案を提議する様式があり、それに基づいた会議での検討から実践へとつながる仕組みがある。事例も確認された。またこうした園単独の取り組みに加え、同社運営園の園長・主任や看護師・調理担当など、職位や職種ごとの連絡会があり、他の園の改善事例・失敗事例の共有や外部講師による研修などが行われており、複数園運営のメリットを活かして、系列園同士でノウハウの共有や疑問の解消、共通課題の解決を図る仕組みが持たれている。</p>

評価結果をふまえた園のコメント
<p>週案に関しては、第三者評価訪問調査後、月案のフォーマットを変更し、評価反省の欄を設け、記入しています。この内容を次週の計画立案へ反映し、充実させていきたいと考えています。</p>

評価結果報告書	施設名称	しもにいくら保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
---------	------	-----------	------	--

I 発達援助の基本

I-2 保育のための環境			
<p>I-2-1(1) 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。(12)</p> <p>【判断基準】 ア 採光に配慮している。 イ 換気に配慮している。 ウ 各部屋に湿温計などがあり、温度・湿度に配慮している。 エ 手洗い場、トイレは、保育中も時折清掃し、不快なおいがないようにしている。 オ 寝具の消毒や乾燥を定期的に行っている。 カ 屋外の砂場や遊具の衛生面に配慮している。</p> <p>【総合判断基準】 a.よく整備されている。 b.概ね整備されている。c.整備が不十分である。 d.整備されていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
<p>I-2-1(3) 生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている。(13)</p> <p>【判断基準】 ア 子どもが不安になった時などにいつでも応じられるように、保育者が身近にいる。【0~2歳児】 イ 一人一人の子どもがくつろいだり落ち着ける場所がある。 ウ 眠くなった時に安心して眠ることができる空間が確保されている。【0~1歳児】 エ 食事のための空間が確保されている。 オ 季節にあわせてインテリアが工夫されている。 カ 音楽や保育者の声など、音に配慮している。 キ 屋外での活動の場が確保されている。</p> <p>【総合判断基準】 a.よい取り組みが行われている。 b.概ね取り組みが行われている。c.取り組みが不十分である。 d.取り組みが行われていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
<p>I-2-1(4) 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。(23)</p> <p>【判断基準】 ア 好きなことをしてくつろげる空間や遊具がある。 イ 長時間保育を受ける子どもに夕食や軽食が提供されている。 ウ 一人一人の子どもに要求に応じて、抱いたり、声をかけるなど、ゆったりと接している。 エ 異年齢の子ども同士で遊べるように配慮されている。 オ 子どもの状況について、職員間の引き継ぎを適切に行っている。</p> <p>【総合判断基準】 a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

ベネッセスタイルケア独自の「安全衛生基準」の「設備・室内の管理」に基づき、対象物ごとに、毎日洗浄するもの、適宜行うもの等、専門家(小児科医)の監修のもとでまとめ、そのマニュアルに沿って実施している。湿度・温度に関しては加湿器を設置し、適切な状況に保つよう配慮している。手洗い・トイレに関しては清掃チェック表を作成、一日に3回を目安にチェックする仕組みをとっている。寝具は簡易ベッドを使用、週1回水拭きを行うとともに、シーツは0歳児は毎日、1歳以上は週1回洗濯している。砂場に関しては、使用後はシートをかぶせ保護するとともに、適宜掘り返しを行うようにしている。園内の清掃については、当番職員同士の引継ぎなどについて、一部課題と認識しており、現在その見直しを検討しているところであるとの説明があった。

園内では観葉植物を各所に飾り、天井には天蓋を設置している。また予備室を活用し、食事後早く食べ終わった子どもはプレイルームにて絵本や積み木等のコーナーで遊び、午睡の準備を待つように配慮している。また廊下を活用し、絵本の棚と机・椅子を設置する等、子どもの活動の幅を広げるためのさまざまな工夫をしている。また職員の声のトーンに関しては、他施設への見学研修後、資料を配付して職員会議にて話し合いを行っている。3歳未満児では担当制をとり、保育者は子どもの発達状況や心理状態を把握するとともに、特定の保育者との愛着関係を築けるようにしている。園庭は今年度、栽培スペースやブランターを設置した他、築山を作り、園庭遊びの充実を図っており、玄関先では誕生日の子の写真を手作りのフレームに入れ、一週間程度設置して紹介するとともに、写真はプレゼントとして贈っている。

インテリアやソファの配置における工夫が見られ、「保育の考え方」というマニュアルにおいて、子どもがゆっくりしたいときにほっとできる場所を保障することを明記している。18時以降の延長保育にかかる子どもには夕おやつを、19時以降の延長保育にかかる子どもには夕食を別々の部屋で提供しており、0歳~2歳児クラスにおいては家庭との連続性を考慮し、子どもの生活を24時間でとらえた「成長の記録」という連絡帳を使用し、コミュニケーションを図っている。長時間保育に向けた職員間の引き継ぎについては「登降園記録表」と申し送りノートへの記録と職員間の口頭伝達によって行い、別に、クラス横断的に情報を共有する目的で園日誌にも記録がなされ、各職員は申し送りノートと園日誌を出勤時に確認することとなっている。

評価結果をふまえた園のコメント

評価結果報告書	施設名称 しもにいくら保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
---------	----------------	------	--

I 発達援助の基本

I-2 保育のための環境

I-2-(2) 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。(52)

【判断基準】

- a) 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルがあり、適切に実施されている。
- b) 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルまたは確立された手順によって、概ね適切に実施されている。
- c) 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルはあるが、適切に実施されていない。
- d) 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施されておらず、そのためのマニュアルもない。

評価	b
----	---

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

調理室の衛生管理について、「給食の考え方」というマニュアルに基づき、調理室の衛生管理がなされている。調理員の服装、チェック表の実践状況等を含め、清潔かつ衛生的に保とうとする取り組みが確認された。園の職員による定期的なチェック以外に、外部の専門業者による調理室と0歳児保育室の衛生検査を実施し、指摘事項は改善すべく取り組んでいるとのことであり、検査報告事項は給食会議録に記入されている。

給食会議録の記載において、19年度は年間すべての確認ができたが、20年度分については一部欠落が見られ、徹底が望まれる。また保育の実施場面において、子どもの手洗いが徹底されていない場面が訪問調査において見受けられており、感染症など衛生面での管理・予防の観点から、さらなる配慮を期待したい。

評価結果をふまえた園のコメント

乳児期の子どもたちの手洗いが徹底できていませんでした。生活習慣としてどの時期から身に付けていくかを、職員と確認しました。衛生面、感染症の予防の観点からも子どもへの配慮をし、実施しています。

評価結果報告書	施設名称	しもにいくら保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
---------	------	-----------	------	--

I 発達援助の基本			
I-2 保育のための環境			
<p>I-2-(5) 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。(16)</p> <p>【判断基準】 ア 子どもの発達段階に即した玩具や遊具が用意されている。 イ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ウ 好きな遊びができるコーナーが用意されている。 エ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。</p> <p>【総合判断基準】 a.環境がよく整備されている。 b.概ね整備されている。c.整備が不十分である。 d.整備されていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
<p>I-2-(6) さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。(18)</p> <p>【判断基準】 ア 子どもが自由に歌ったり、踊ったりする場面がみられる。 イ さまざまな楽器を楽しめるようになっている。 ウ クレヨン・絵具・粘土・紙など、様々な素材を子どもたちが自分で使えるように用意されている。 エ 子どもの作品が保育に活かされたり、工夫して飾られたりするなど、大切に扱われている。 オ 身体を使った様々な表現遊びが取り入れられている。 カ 絵本の読みかせや紙芝居などを積極的に取り入れている。</p> <p>【総合判断基準】 a.よく配慮されている。 b.どちらかといえば配慮されている。c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
<p>各クラスでは絵本・ままごと・製作等目的に合わせてコーナーを設置し、年齢に応じた玩具や遊具を棚に並べている。子ども達は自分で好きな遊びを選択し、集中して取り組んだり、机ごとにグループになって行う等、さまざまな遊びを展開している。また保育環境に関しては、子どもの発達に応じた玩具の一覧表を参考にして、各クラスの保育環境に活かしている。また「遊びの環境づくり」の研修に参加し、参加した職員は職員会議にて報告する等、環境の充実へ向けた取り組みを行っている。クラスは0・1歳児、2歳児、3歳以上児に分かれているが、他クラスでの活動も自由に行い、異年齢の子どもとの交流にもつなげている。またプレイルームにもコーナーを設置し、積み木や絵本等を目的別に配置してあり、子ども達は自由に遊びを選択して活動している。</p> <p>積み木など、子どもが継続して取り組みたい場合には、場所を確保し数日かけて完成できるように配慮している。また子ども達の作品は棚に設置したり、玄関等の壁を活用して展示している。また今年度の重点目標の一環として絵本やお話の活動の充実を掲げ、廊下のスペースを活用する等、日々の保育の中に絵本とふれ合う機会を多く持つよう心がけている他、月1回ボランティアが来園し、幼児・乳児クラスを別としてお話をしてもらう機会を設けたり、学生ボランティアが来園してパネルシアターを行ったりする等、さまざまな取り組みを行っている。さらに夕涼み会に向けて幼児クラスは神輿を共同製作したり、お楽しみ会で歌と演奏の披露を行う等の機会も設けられている。楽器に関しては乳児は手作りの太鼓、幼児クラスは年齢ごとに鈴・カスタネット・タンバリンの演奏、メロディベルや鍵盤ハーモニカの演奏等、年齢に応じた曲目を選定し、発表している。</p>

評価結果をふまえた園のコメント

評価結果報告書	施設名称 しもにいくら保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
---------	----------------	------	--

I 発達援助の基本

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

I-3 保育サービス(ベーシック)			
<p>I-3-1) 身近な自然や社会と関われるような取り組みがされている。(17)</p> <p>【判断基準】 ア 子どもが身近に動植物に接する機会をつくっている。 イ 園庭や散歩で拾ってきた葉や木の実など、季節感のある素材を活用している。 ウ 散歩などで地域の人たちに接する機会をつくっている。 エ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。</p> <p>【総合判断基準】 a.よく取り組みがなされている。 b.概ね取り組みがなされている。 c.取り組みが不十分である。 d.取り組みがなされていない。 (ア・イについては地域性を考慮し、施設の状況に応じた取り組みがなされていれば可とする)</p>	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">評価</td> <td style="text-align: center;">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
<p>I-3-2) 遊びや生活を通して、人間関係が育つよう配慮している。(19)</p> <p>【判断基準】 ア 子ども同士の関係をよりよくするような適切な言葉かけをしている。 イ けんかの場面では、危険のないように注意しながら、子どもたち同士で解決するように援助している。 ウ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 エ 当番活動などが日常生活の中で行われている。 オ 異年齢の子どもの交流が行われている。</p> <p>【総合判断基準】 a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">評価</td> <td style="text-align: center;">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		

<p>散歩の際、近隣の畑の持ち主の方から野菜の話の話を聞いたり、じゃがいも掘りへ年長児が出かけたり、年中・年長児がサツマイモ掘りを行って給食の食材として味わったりしている。またサツマイモ掘りではつるを持って帰し、リース作成に活用するなど、季節の素材を活かした製作活動も行っている。サツマイモ掘りやジャガイモ掘りへ出かけた際には公共のバスを利用、公共のマナーを知る機会としている他、3歳以上児は敬老会の会食の案内状を送る際に切手購入からポストへ投函するまでの一連の流れを経験している。地域との交流の機会として、2歳以上児より駅前のクリーン作戦に参加、近隣の人たちと一緒にゴミ拾いを行っている他、近隣の古民家の保存施設へ散歩に出かけ、昔の遊びや暮らしの様子を身近に感じるとともに、地域の人たちとの交流の場としている。</p>
<p>異年齢保育を実施、一定のルール(担任に行き先を伝える)の中、各部屋を自由に行き来できる等、生活の中で人間関係を育むことができる取り組みを行っている。また幼児クラスは生活集団を2グループに分け、年間を通して同じグループで活動している。当番活動は就学前の一環として年長児が実施、絵本・部屋の掃除・配膳の手伝いを行う機会としている。戸外遊びに関しては「戸外遊びのねらいと安全確認シート」を作成、職員の配置場所やルートを地図上に明示し、戸外活動中の安全確保に努めている。子ども同士のトラブル等は危険や暴言等を除き、子ども達自らの気づきの中で、かかわる力を育むようにしているとのことである。</p>

評価結果をふまえた園のコメント

--

I 発達援助の基本

I-3 保育サービス(ベーシック)

I-3-3(3) 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てよう
配慮している。(20)

【判断基準】

- ア 子どもが、自分の意見を保育者などの大人にはっきり言うことができるよう配慮している。
- イ 子どもが、他の子どもの気持ちや発言を受け入れられるよう配慮している。
- ウ 一人一人の子どもの生活習慣や文化、考え方などの違いを知り、それを尊重する心を育てよう努めている。
- エ 子どもの人権への配慮や互いを尊重する心を育てるための具体的な取り組みを行っている。
- オ 子どもの権利擁護に関する研修等に職員が参加している。

評価	a
-----------	----------

【総合判断基準】

a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。

I-3-3(4) 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。(21)

【判断基準】

- ア 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないための配慮について、マニュアルや会議などを通じ、職員間での意思統一が図られている。
- イ 子どもの態度や服装、遊び方などについて、性差への先入観による固定的な対応をしていない。
- ウ 育児、家事、介護などについて、性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識などを植え付けないよう配慮している。
- エ 職業について、性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識などを植え付けないよう配慮している。

評価	a
-----------	----------

【総合判断基準】

a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

「保育の考え方」の「マナー」の項目において、「相手を尊重した言葉遣いをする」「子どももお互いに一人の人同士として接する」「保育者同士の言葉遣い」等言葉遣いについて記載し、年度当初の職員会議にて確認をとっているとのことである。また「子どもへの虐待・体罰・放置の禁止」の項目にて「子どもの人権を尊重した保育を徹底する」ことを明示している。ベネッセ本部主催の内部研修にて「ベネッセスタイルケア宣言」を全職員に配付し、項目ごとに説明を行い受講確認書にサインをする仕組みになっている。「ベネッセスタイルケア宣言」には行動基準を設けるとともに、「よりよい職場作りのために」の項目の中に「互いに気持ちよく働ける職場環境を築く」ための心得を明示し、人権や性差への共通理解を図る機会としている。一人ひとりの子どもへの配慮として、入園時に面談を行い、家庭での様子を把握し、職員会議にて共有化を図っている。

性差に関しての先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないように配慮した取り組みとしては、「園のしおり」にて子どもの服装に関して安全面に配慮した動きやすい服装の着用を促し、制約しないように配慮している。遊びに関しても好きな遊びを選択するため、職員は遊び方を制限することはないとのことである。また年度当初には「人権」や「性差」に関する取り組みについて話し合いを行っているとのことである。なお、そうした園としての取り組みが会議録等の記録上では確認できなかったため、職員間の共有に向けた今後の徹底を期待したい。

評価結果をふまえた園のコメント

I 発達援助の基本			
I-3 保育サービス(ベーシック)			
I-3-(5) 食事を楽しむことができる工夫をしている。(11)			
<p>【判断基準】</p> <p>ア 食事をする部屋としての雰囲気づくりに配慮している。</p> <p>イ 食器の材質や形などに配慮している。</p> <p>ウ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。</p> <p>エ 子どもの負担になるほどに、残さず食べることを強制したり、偏食を直そうと叱ったりしていない。</p> <p>オ 子どもが落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。</p> <p>カ 時には戸外で食べるなど、様々な食事のスタイルの工夫がある。</p> <p>キ おやつは、手作りを心がけている。ク 旬のものや季節感のある食材やメニューを取り入れている。</p> <p>ケ 嗜好や喫食状況に基づき食事内容を改善している。</p> <p>コ 子どもが育てた野菜などを料理して食べることがある。</p> <p>サ 子どもが配膳や後片づけなどに参加できるよう配慮している。</p> <p>シ 調理作業をしている場面を子どもたちがみたり、言葉を交わしたりできるような工夫を行っている。</p>			
<p>【総合判断基準】a.よく工夫をしている。 b.概ね工夫をしている。 c.工夫はしているが、不十分である。 d.工夫をしていない。</p> <p>(コについては、地域性により実施が困難である場合は、不適合であってもカウントする必要はない)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 582 1090 730">評価</td> <td data-bbox="1090 582 1182 730">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		

<p align="center">評価の根拠(この領域に関する施設の状況)</p>
<p>園庭では菜園を設け、夏野菜を栽培、収穫した野菜は給食の食材として子ども達へ提供している。また給食の食材の皮むき等は2歳児から経験し、クッキング活動として2歳以上児より実施、コロッケ作りやお団子作り、焼きそばの野菜洗い、春巻きを巻く等に取り組んでいる。2歳児に関してはスーパーへ食材の買い物に出かけ、購入した野菜を洗う経験を等、食への関心を深める機会としている。食事は各部屋にて行い、3歳以上児はテーブルクロスを敷き、季節によっては子どもが採ってきた花をテーブルに飾り、雰囲気づくりの配慮をしている。またお楽しみ会ではバイキング形式の食事を2歳以上児が実施、自分で食事を配膳し、会食を楽しむ機会としている。</p>
<p>給食の献立作成に関しては、栄養管理、発達段階に応じた調理法・提供方法に配慮し、一人ひとりの栄養に配慮するとともに、地元産の食材をなるべく使用し、おやつも手作りで提供しており、2週間献立を作成し提供している。毎日の喫食状況は残食の状況やクラス職員からの報告によって把握している他、適時厨房より子どもの様子を見に行っているとのことである。また3歳以上児が配膳の手伝いを当番活動の一環として実施している他、お代わりも準備し、子ども達は自由につくことができ、片付けに関しては自分で行う機会を設けている。朝のサークルタイムでは給食の献立を担当職員が子ども達に伝え、どのような食材を使用しているのかを知らせ、食への関心を深める取り組みを行っている。</p>
<p>アレルギー児への対応として、除去を基本として実施、入園前の面接にて把握し、医師の診断のもとで実施している。各年度当初には「摂取可能食材一覧」にて保護者と栄養士と確認を取り、保護者に毎月の献立表の確認を行ってもらった上で提供している。提供時にはプレートを別にして除去内容を記載し、間違いのない提供に配慮するとともに、座る場所も別にしてはいるが、子どもが孤立感を感じないように配慮しながら、他児のもの間違えて食べないように注意して援助している。</p>

<p align="center">評価結果をふまえた園のコメント</p>
<p> </p>

評価結果報告書	施設名称	しもにいくら保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
---------	------	-----------	------	--

I 発達援助の基本			
I-4 保育サービス(オプション)			
<p>I-4-1(1) 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。(22)</p> <p>【判断基準】</p> <p>ア 授乳は、子どもが欲しがる時に、抱いて目をあわせたり、微笑みかけたりしながらゆったりと飲ませている。</p> <p>イ 離乳食については、家庭と連携をとりながら、一人一人の子どもの状況に配慮して行っている。</p> <p>ウ おむつ交換時は、やさしく声をかけたり、スキンシップをとりながら行っている。</p> <p>エ 一人一人の生活リズムに合わせて睡眠をとることができるように、静かな空間が確保されている。</p> <p>オ 外気に触れたり、戸外遊びを行う機会を設けている。</p> <p>カ 喃語には、ゆったりとやさしく応えている。</p> <p>キ 顔を見合せてあやしたり、乳児とのやりとりや触れ合い遊びを行っている。</p> <p>ク たて抱き、腹這いなど、子どもの姿勢を変えている。</p> <p>ケ 寝返りのできない乳児を寝かせる場合には仰向けに寝かせている。</p> <p>コ 特定の保育者との継続的な関わりが保てるよう配慮している。</p> <p>【総合判断基準】</p> <p>a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。 c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 507 1090 659">評価</td> <td data-bbox="1090 507 1182 659">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
<p>I-4-1(2) 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。(24)</p> <p>【判断基準】</p> <p>ア 障害のない子どもの、障害児への関わりに対して配慮している。</p> <p>イ 園舎はバリアフリーの配慮がみられる。</p> <p>ウ 障害児の特性に合わせた園での生活の仕方の計画が立てられている。</p> <p>エ 障害児保育について保育所全体で定期的に話し合う機会を設けている。</p> <p>オ 障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。</p> <p>カ 医療機関や専門機関から相談や助言を必要に応じて受けられる。</p> <p>キ 保護者に、障害児に関する適切な情報を伝えるための取り組みを行っている。</p> <p>【総合判断基準】</p> <p>a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。 c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。</p> <p>(評価実施時点において当該施設に障害児がいない、もしくは入所の見込みがない場合は評価を行わず、その旨付記する)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 882 1090 1034">評価</td> <td data-bbox="1090 882 1182 1034">-</td> </tr> </table>	評価	-
評価	-		
<p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p>	<p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p>		

<p align="center">評価の根拠(この領域に関する施設の状況)</p>
<p>離乳食について、入園時にアンケートを実施、保護者と連携を取りながら、一度も食べたことがないものなどを献立に反映しており、保護者への結果報告もなされている。月間・週間の個別計画で成長発達に配慮されており、クラス日誌、個別日誌で一人ひとりの子どもの状況に対応しており、おむつ交換時にはトイレの戸を閉め、二人だけの空間を設定して、スキンシップが取れるよう配慮している。「成長の記録」という連絡ノートを保護者と保育園とのコミュニケーションを図るために活用して健康・食事・睡眠・排便などについて毎日の情報の交換をしており、さらに必要に応じて保護者との個別相談に応じる体制が取られている。</p>
<p>眠そうにしている子どもに対し、声かけをし、個々のリズムに合わせて睡眠が取れるように、また食事が早く済んだから午睡ができるようにし、入眠時には職員は声のトーンを落とすなどの配慮をしている。睡眠中は10分おきに顔色や呼吸をチェックし、うつ伏せ寝にさせないようにすることなどを「呼吸チェック表」を用いて実践している。散歩については、天気がよく、子どもの体調がよい時にほぼ毎日行い、近くを走る電車を見に行くなど、外遊びを楽しめる工夫がなされている。また特定の保育者と園児とが継続的な関わりが保てるよう、非常勤職員をクラス固定で配置し、担任と引継ぎをする際にはノートを用いて情報の共有がされ、連携が図れるよう配慮している。</p>
<p>現在のところ育成(障害児)保育の該当者はいないが、配慮が必要な子どもへの対応については、担当保育士が「巡回相談カード」に保育園からの相談として子どもの様子や対応、相談内容を記録しており、年2回の市の子ども児童福祉課の心理担当者の巡回相談によりアドバイスを受け、また担当保育士が育成保育を実施している保育園へ見学、育成保育担当者会議に参加して他園との情報を共有するとともに、育成保育研究会にも参加し、報告書を提出した上で職員会議で発表する体制であるとのことである。軽量鉄骨2階建ての園舎でエレベーターの設置はないが、保育室は1階に全て配置されており、玄関出入口から保育室に至るまで段差がなく、施設面、設備面においてバリアフリーの配慮が見られる。</p>

<p align="center">評価結果をふまえた園のコメント</p>
<p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p>

評価結果報告書	施設名称	しもにいくら保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
---------	------	-----------	------	--

I 発達援助の基本			
I-5 一人一人の子どもへの理解・配慮			
<p>I-5-(1) 一人一人の子どもの発達状況に配慮した指導計画となっている。(3)</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 一人一人の子どもの発達状況に配慮した指導計画となっている。</p> <p>b) 子どもの発達状況に配慮しているが、一人一人に配慮した指導計画となっていない。</p> <p>c) 子どもの発達状況の把握に努めているが、それに配慮した指導計画となっていない。</p> <p>d) 子どもの発達状況の把握に努めていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 395 1090 547">評価</td> <td data-bbox="1090 395 1182 547">b</td> </tr> </table>	評価	b
評価	b		
<p>I-5-(2) 一人一人の子どもの発達状況、保育目標、生活状況についての記録があり、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されている。(4)</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 一人一人の子どもの記録があり、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されている。</p> <p>b) -</p> <p>c) 一人一人の子どもの記録があるが、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されていない。</p> <p>d) 一人一人の子どもの記録がない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 730 1090 882">評価</td> <td data-bbox="1090 730 1182 882">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
<p>I-5-(3) 一人一人の子どもの発達状況、保育目標、保育の実際について話し合うためのケース会議を定期的かつ必要に応じて開催している。(5)</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) ケース会議を定期的かつ必要に応じて開催している。</p> <p>b) ケース会議を必要に応じて開催しているが、定期的には開催していない。</p> <p>c) -</p> <p>d) ケース会議を開催していない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 1066 1090 1217">評価</td> <td data-bbox="1090 1066 1182 1217">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
<p>0・1・2歳児は年間指導計画を「園・クラス運営」及び「個々の子どもの発達から」に分けて立案、月間指導計画はクラスと個別に計画されている。3歳未満児には個別の日記も整備されている。幼児・乳児の各クラス会議を月2回実施し、その際に配慮を要する子等の話を行い、月1回職員会議にて報告し、共有化を図っている。巡回指導や個人面談(年2回)の報告は各クラス内にて担当保育士間で共通理解を図るとともに、全体の共有化が必要な場合には職員会議において報告する仕組みとしている。ただし、3歳以上児に関しては、現状の計画様式では個別配慮を要する子についての明示がなされていない状況であり、実態としては担保がなされていると思われるが、今後はさらに見直しをもって個別配慮が行うための仕組みの構築を期待したい。</p>
<p>0歳児～2歳児クラスでは、保育日記は個別で記載している。幼児クラスにおいても、その日の生活の中で一人ひとりと関わる中で特記しておきたい子どもについては保育日記にも記載し、記録を残すようにしている。毎日の園全体の様子については、各クラスの子どもの状況や、職員が把握しておいてほしい園全体の状況を「園日誌」に記載し、共有化の徹底を図っている。子ども達の発達状況については児童票を設けて記載しており、その中でも発達の記録として「育ちのぎろく」を運用、乳児クラスでは毎月、幼児クラスでは四半期毎に振り返りを行い、客観的に子どもの発達過程を把握する機会としている。それらの検討経過の翌月・翌期への反映については、さらに明確なつながりを持たせた計画立案を期待したい。</p>
<p>一人ひとりの子どもの発達状況を把握する機会としては週1回の職員会議があり、また月の後半の職員会議では各クラスの指導計画の振り返りを全職員で共有することとしているが、非常勤職員への周知については課題と思われる。翌月の指導計画立案にあたっては、職員会議とともに、クラス内で会議を設け、担任同士で共有化を図っている。継続して子どもの状況や家庭状況を把握していく必要のある事例が生じた場合には必要に応じて別に会議を実施、検討を行うようにしている。</p>

評価結果をふまえた園のコメント
<p>3歳以上児に対しても、21年度からは、月案の中に個別配慮を記載し、3歳～5歳の異年齢クラス担任が、情報を共有し、子どもの成長発達をみていけるようにしました。月案と共に、月ごとに振り返りを行います。</p>

評価結果報告書	施設名称	しもにいくら保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
---------	------	-----------	------	--

I 発達援助の基本

I-5 一人一人の子どもへの理解・配慮

I-5-(4) 子ども一人一人への理解を深め、受容しようと努めている。(14)

<p>【判断基準】</p> <p>ア 子どもに分かりやすい温かな言葉づかいで、おだやかに話している。</p> <p>イ 「早くしなさい」とせかす言葉や「だめ」「いけません」など制止する言葉を不必要に用いないようにしている。</p> <p>ウ 子どもの質問に対して、可能な限りその場で対応するよう努めている。</p> <p>エ 「できない」「やって」などと言ってくる子どもに対して、その都度気持ちを受け止めて対応している。</p> <p>オ 「いや」などと駄々をこねたり、自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。</p> <p>カ 登園時に泣く子どもに対して、放っておいたり、叱ったりするのではなく、子どもの状況に応じて、抱いたり、やさしく声をかけたりしている。</p> <p>【総合判断基準】</p> <p>a.子どもをよく受容しようと努めている。b.概ね子どもを受容しようと努めている。c.子どもを受容しようとする努力が不十分である。d.子どもを受容しようと努めていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="width: 30px;">評価</td> <td style="font-size: 24px;">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		

I-5-(5) 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人一人の子ども状況に応じて対応している。(15)

<p>【判断基準】</p> <p>ア 可能な限り、トイレに行くことをせかしたり、強制したりせずに、一人一人のリズムに合わせるようにしている。</p> <p>イ おもらしをしたときに、その都度やさしく対応し、子どもの心を傷つけないよう配慮している。</p> <p>ウ 可能な限り、衣服の脱ぎ着に際して、せかしたり、着せてしまったりしないで、自分でやろうとする子どもの気持ちを大切にしている。</p> <p>エ 子どもが自分で着脱しやすいうに、衣類の整理の仕方や着方の援助について工夫がみられる。</p> <p>オ 休息時には、子守歌を歌ったり、背中を軽くたたくなど、安心して心地よい眠りにつけるように配慮している。</p> <p>カ 休息時間以外でも、一人一人の状況に応じて、眠らせたり、身体を休ませるようにさせたりしている。</p> <p>キ 休息時間に、眠くない子どもへの配慮をしている。</p> <p>【総合判断基準】</p> <p>a.一人一人の子ども状況に応じてよく対応している。</p> <p>b.一人一人の子ども状況に応じ、概ねよく対応している。</p> <p>c.一人一人の子ども状況に応じた対応が不十分である。</p> <p>d.一人一人の子ども状況に応じた対応をしていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="width: 30px;">評価</td> <td style="font-size: 24px;">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

「保育の考え方」や「ベネッセスタイルケア宣言」等をもとに本部にて研修を行い、子ども達への関わりに関して共通理解を図るようにしている。また3歳未満児に関しては個別に月の指導計画を作成し、保育を実践している。3歳以上児に関しては、幼児会議にて話し合いを行っている。全職員で配慮を要する点がある場合には職員会議にて報告し、共通理解を図っている。今後は3歳以上児に関しても配慮を要する子について計画中に明示し、関係職員間で状況と発達の見通しをより確実に共有しながら保育を実践できるような仕組みの構築を期待したい。

トイレは各部屋に設置し、活動の合間に自由に行くことができる。基本的な生活習慣の自立に向けては、1歳児は個別にカゴを用意し、着替えたものをカゴに入れることから始め、2歳以上児に関しては自ら着替えを経験し、毎日の繰り返しの中で着脱が自らできるように導いている。また自分のロッカーや靴箱が自分でわかるようにマークをつけ、自ら認識できるよう配慮している。基本的な生活習慣の自立に向けては、1歳児よりたたみ方や片付け方を丁寧に提示している姿が見受けられた。食事後、午睡準備を行うために、3歳以上児に関しては食べ終わった子よりプレイルームに移動し、午睡準備を待つように配慮している。また眠れない子には別の部屋で静かに過ごすように促すとともに、年長児は就学前の取り組みとして1月より午睡を徐々に減らしている。その際「静かに過ごす」ことの意味を子どもに経験してもらうために、午睡部屋の一角にて静かに活動をする取り組みを行っている。

評価結果をふまえた園のコメント

Empty comment box

評価結果報告書	施設名称	しもにいくら保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
---------	------	-----------	------	--

II 運営管理	
II-1 子どもの健康・安全管理	
II-1-1(1) 登園時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人一人の健康状態に応じて実施している。(6)	
<p>【判断基準】</p> <p>a) 健康管理は、マニュアルなどがあり、子ども一人一人の健康状態に応じて実施している。</p> <p>b) 健康管理は、マニュアルなどはないが、各児童の健康状況に応じて実施している。</p> <p>c) -</p> <p>d) 健康管理は、子ども一人一人の健康状態に応じて実施していない。</p>	
	評価 a
II-1-1(2) 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。(7)	
<p>【判断基準】</p> <p>a) 健診結果について、保護者や職員に伝達し、保育に反映させている。</p> <p>b) -</p> <p>c) 健診結果について、保護者や職員に伝達しているが、保育に反映させていない。</p> <p>d) 健診結果について、保護者や職員に伝達していない。</p>	
	評価 a
II-1-1(3) 感染症への対応については、マニュアルなどがあり、発生の状況を必要に応じて保護者に連絡している。(8)	
<p>【判断基準】</p> <p>a) 感染症への対応については、マニュアルなどがあり、発生の状況を必要に応じて保護者に連絡している。</p> <p>b) -</p> <p>c) 感染症への対応については、発生の状況を必要に応じて保護者に対して連絡しているが、マニュアルなどはない。</p> <p>d) 感染症への対応については、発生の状況を保護者に連絡していない。</p>	
	評価 a
II-1-1(4) 専門医から指示があった場合、アレルギー疾患をもつ子どもの状況に応じて適切な対応を行っている。(9)	
<p>【判断基準】</p> <p>a) 専門医から指示があった場合、アレルギー疾患をもつ子どもの状況に応じて適切な対応を行っている。</p> <p>b) -</p> <p>c) -</p> <p>d) 専門医から指示があった場合、アレルギー疾患をもつ子どもに対する特別な取り組みを行っていない。</p>	
	評価 a

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
<p>マニュアル「安全衛生基準」を完備しており、新任研修として、本部において安全衛生研修を実施していることである。登園時には必ず保育士が視診を行い、「健康観察リスト」に記録している。同リストには健康状態を確認する際の観点に記載されており、マニュアルとしても機能しており、職員間での観点がずれが生じることを防ぐと同時に、情報共有や申し送りのツールとしても活用されている。0歳～2歳児には保護者とのコミュニケーションツールであるノート「成長の記録」にその日の健康状態について記載してもらっており、登園時にノートの内容も確認しながら視診を実施、健康状態、家庭での状況を把握している。園での病気のケガの際には「けが・病気に関する記録」に状況を記録、「成長の記録」に添付して保護者に伝えている。</p>
<p>身長・体重測定は毎月実施し、記録を保護者へ伝えている。定期健康診断は、0歳児は2ヶ月に1度(奇数月)、1歳以上は半年に1度実施、結果は一定の書式の定期健康診断表に記載し管理している。また園医の特記があれば保育者から、ケースによっては看護師とともに保護者に伝達している。歯科健診について受診勧奨はしているが、受診後の結果については報告を求めている。「園のしおり」に感染症と登園についての注意事項を記載し、入園時に保護者に伝えている。園内での発生時には掲示によって状況を知らせ、予防のための注意を促している。日常の対応は「感染症マニュアル」に基づき処理し、手順書の掲示や処置をする際に必要な備品の整備も行っている。</p>
<p>入園時にアレルギーを持つ子どもについてアンケートで状況を把握、面接時に給食・看護職員も同席して細かく確認し、必ず医師の診断書を含め、診断に基づいて個別対応を行っている。アレルギー食など申請書の内容は年1回、保護者と担当職員(給食・看護含む)が見直しを行い、医師の受診を勧奨しており、除去食の解除をする際も保護者が申請書を記入している。アレルギー対応の方法は、前月中に次月の原材料の記入された献立表を保護者へ渡し、除去するものに印を付け保護者のサインを徴している。除去食では栄養摂取量が足りない子どもには、可能な範囲で代替食にも対応する配慮をしている。提供時には盛り付けのトレーを色分けし、名札を添付して、どの子どもに何の原材料の除去をしているのか、提供する保育士が把握できるようにしている。</p>

評価結果をふまえた園のコメント

評価結果報告書	施設名称 しもにいくら保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
---------	----------------	------	--

II 運営管理			
II-1 子どもの健康・安全管理			
II-1-(5) 事故や災害に適切に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。(50) 【判断基準】 a) 事故や災害に適切に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。 b) - c) 事故や災害に適切に対応できるマニュアルはあるが、全職員に周知されていない。 d) 事故や災害に適切に対応できるマニュアルがない。	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
II-1-(6) 事故防止のための具体的な取り組みを行っている。(51) 【判断基準】 a) 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。 b) 事故防止のためのチェックリスト等はないが、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。 c) - d) 事故防止に向けた具体的な取り組みを行っていない。	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td></td> </tr> </table>	評価	
評価			
	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td></td> </tr> </table>	評価	
評価			

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
<p>避難訓練を毎月実施し、事務室には緊急時の連絡方法を掲示している。「安全衛生基準」の中で事故や災害時の対応の詳細を記載しており、会議録等の記録には残されていないが、新任研修や職員会議で職員に周知しているとのことである。また全社的な取り組みとして、大災害時(地震を想定)に状況確認ができるシステムを導入しているとのことである。さらに災害対策の小冊子を職員に配付し、いざという時に参照、行動できるようにしている。 不審者が侵入してきた場合のフローがあり、不審者対策の実地訓練が昨年11月と今年1月に実施されており、また地震(災害)を想定した訓練を行い、9月は引き取り訓練を実施している。</p>
<p>散歩先の公園・散歩道については事前に視察を行い(「安全チェックリスト」)、職員が状況、配慮事項を把握した上で「安全確認シート」を事前作成し、子どもの状況に応じて散歩先で行う遊びのねらいを決定している。また玄関口・玄関・園庭には防犯カメラを設置、園庭遊具の定期的な点検も実施している。園内の施設整備については、落下防止措置を行い、子どもの導線上で事故・ケガが起こることのないような環境を維持できるよう日頃から注意し、ケガが起きてしまった時は職員が情報を共有し、また職員会議で原因や今後繰り返さないような対策を話し合い、方法を出して行っているとのことである。今後はそれらの会議録等への記載など、記録と周知・共有の仕組みの強化が待たれる。</p>

評価結果をふまえた園のコメント

II 運営管理

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

II-1 子どもの健康・安全管理

II-1-(7) 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに園長まで届く体制になっている。(28)

- 【判断基準】
- a) 虐待などの早期発見に努め、得られた情報が速やかに園長まで届く体制になっている。
 - b) -
 - c) 虐待などの早期発見に努めているが、得られた情報が速やかに園長まで届く体制になっていない。
 - d) 虐待などの早期発見に努めていない。

評価	a
----	---

県作成の「教職員・保育従事者のための児童虐待対応マニュアル」とそのダイジェスト版、市作成の「こども虐待防止手引き」があり、職員室に常置して常時閲覧可能としている。ただし、周知に向けた取り組みや閲覧確認などは行っていない。また本社作成の「保育の考え方」に虐待の疑いへの対応に関する言及があるが、発見のチャンスはいつか、子どもの言動や態度、身体的特徴など、虐待・育児放棄などを発見するための視診・観察の基準などについては、園としては特に明示されたものはない。本社としても課題ととらえ、「ベネッセ保育園安全衛生基準」の新年度見直しにあわせ、虐待対応に関する部分を加筆するなど、改善に取り組んでいる。

II-1-(8) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。(29)

- 【判断基準】
- a) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所など関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。
 - b) -
 - c) -
 - d) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所など関係機関に照会、通告を行う体制が整っていない。

評価	a
----	---

毎日の各年齢の「健康観察リスト」に子どもの全身の図があり、保育士が登園時や着脱などの際に把握した体の外面的変化(あざ、傷など)を書き込むこととなっている。行政から配付される虐待関連の資料は休憩室での閲覧や会議での報告によって共有が図られるとのことである。虐待の疑いが発見された場合、発見者から園長に報告され、基本的に市こども福祉課に連絡し、同課を通じて児童相談所・家庭児童相談室に通告される仕組みとなっている。また園長が市の子育て支援ネットワークの中で虐待関連の研修に参加し、会議での説明と資料の紹介(共有は自由閲覧)によって共有を図っている。

評価結果をふまえた園のコメント

コメント欄は空欄です。

II 運営管理			
II-2 情報提供・保護者とのコミュニケーション			
<p>II-2-1(1) 情報提供に当たって、わかりやすく伝える工夫や配慮を行っている。(48)</p> <p>【判断基準】 ア 園だより、クラスだより等を配布している。 イ 園の掲示等による保護者への情報提供について、わかりやすく伝える工夫がみられる。 ウ パンフレットや要覧等を園児の保護者以外にも配布している。 エ 園外向けの掲示板やポスター等で、園の様子や行事などについて、地域の人に見てもらえるようにしている。 オ ホームページや情報誌など誰もが容易に入手できる形態の広報媒体がある。 カ 園の運営状況等についての情報を求めに応じて公開できるようにしている。 キ 提供された情報は、園の理念・方針や運営状況、サービス内容やその提供状況を適正に伝えるものとなっている。 【総合判断基準】a.情報提供をよく行っている。 b.情報提供を概ねよく行っている。 c.情報提供をあまりよく行っていない。 d.情報提供を行っていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 434 1093 584">評価</td> <td data-bbox="1093 434 1182 584">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
<p>II-2-1(2) 一人一人の保護者と、日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。(25)</p> <p>【判断基準】 a) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換に加えて、別の機会を設けて相談に応じたり個別面談などを行ったりしている。 b) - c) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換を行っているが、相談や個別面談には応じていない。 d) 一人一人の保護者と、子どもについて情報交換を行っていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 730 1093 880">評価</td> <td data-bbox="1093 730 1182 880">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
<p>II-2-1(3) 日々の給食の献立を保護者に示すとともに、必要に応じて、子どもの喫食状況を保護者に知らせている。(10)</p> <p>【判断基準】 a) 日々の献立を保護者に示すとともに、必要に応じ、子どもの喫食状況を知らせている。 b) - c) 日々の献立を保護者に示しているが、喫食状況は知らせていない。 d) 日々の献立を保護者に示していない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 1066 1093 1216">評価</td> <td data-bbox="1093 1066 1182 1216">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
<p>月に1回、園便り・クラス便りを発行し、2歳児クラスと幼児クラスの保育室入口のクラスボードで、クラスの様子を保護者に伝えている。ただし行事内容の変更について一部の保護者に周知できなかった事例があった点については改善を期待したい。園からの情報提供のスペースを保護者が通る玄関位置に設け、園全体に関わることを発信している。給食室からは献立表とサンプル提示があり、行事食の提供情報は給食便りに掲載している。また和光市の栄養士会で作成した子どもに人気のレシピを配布している。園のパンフレット・和光市からのパンフレットなどを玄関カウンターに常備し、保護者以外の来園者も入手可能としている。園外には掲示板も設置しており、子育て支援情報として市のポスターと園庭開放日について掲示があったが、園の様子や行事の状況なども積極的に掲示し、地域への情報発信ツールとして活用することも検討された。</p>
<p>連絡帳として社共通の「成長の記録」があり、全年齢で使用しており、0~2歳用と3歳以上児用とがある。0~2歳児用は時間帯ごとの生活リズム(睡眠・食事・排泄など)と家庭での様子の様子、連絡事項などを保護者と保育士が記入し、毎日やり取りされる。3歳以上児用は社共通の自由野ノートに、保護者は必要に応じて、園側は今年度は基本的に毎日、その日の様子を記入している。必要に応じて記入がなされる。個人面談は年2回5・10月に全世帯に行き、日程は事前のアンケートで希望を募った上で調整し、実施している。また時間は保護者の就労に配慮し、送迎時間帯に設定している。面談の内容は所定の様式「個人面談実施報告書」に記入され、全体への周知事項に関しては直後の職員会議で報告されている。「個人面談～」は「育ちのきろく(児童票)」や個人日誌などとともに個別にファイルされ、一人ひとりの情報として一括管理されている。</p>
<p>喫食状況は、3歳未満児は「成長の記録(連絡帳)」にて毎日知らせている。3歳以上児に関しては、変化が生じた場合には口頭かもしくは「成長の記録(連絡帳)」にて報告している。また玄関にはサンプルケースを設置し、保護者がその日の給食の内容を知ることができる。また年度当初の懇談会にてアンケート調査を全クラス保護者対象に実施、保護者へ集計結果をまとめて報告している。</p>

評価結果をふまえた園のコメント

II 運営管理	
II-2 情報提供・保護者とのコミュニケーション	
II-2-(4) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録され、関係職員に周知されている。(26) 【判断基準】 a) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録され、関係職員に共有されている。 b) - c) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されているが、関係職員に共有されていない。 d) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されていない。	評価 a
II-2-(5) 保育の実施に当たり、保護者から意見を聞くための取り組みを行い、その意向に配慮している。(49) 【判断基準】 a) 日常的に保護者と接する場面で意見を聞く以外に、懇談会や保育への参加の機会を設けるなど、保護者の意見を聞くための取り組みを行うとともに、その意向に配慮している。 b) 日常的に保護者と接する場面で意見を聞く以外に、懇談会や保育への参加の機会を設けるなど、保護者の意見を聞くための取り組みを行っている。 c) - d) 日常的に保護者と接する場面で意見を聞く以外には、保護者の意見を聞くための取り組みを行っていない。	評価 a
II-2-(6) 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。(27) 【判断基準】 a) 懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者の保育参加など、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。 b) - c) 懇談会などの話し合いの場を設けているが、保護者と共通理解を得るための機会を設けていない。 d) 懇談会などの話し合いの場を設けていない。	評価 a

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
入園時に保護者が記入し提出する「お子さまの生活について」などで個々の心身・生活状況を把握し、「育ちのきろく」などとともに関係管理されている。日常の職員間の情報共有については、前日からの申し送りや朝時間帯に保護者から伝えられた連絡事項やお迎え時間等は各クラスの「登降園記録表」と申し送りノートに記録されるとともに、各担任に口頭で伝えられる。また別にクラス横断的に情報を共有する目的で園日誌にも記録がなされ、各職員は申し送りノートと園日誌を出勤時に確認することとなっている。あわせて、朝礼での報告もなされている。面談の結果や一人ひとりの子どもに関する伝達事項は職員会議で報告され、共有が図られる。非常勤職員については「非常勤会議」で必要に応じて報告がされるが、それ以外に関しては職員会議録の自由閲覧の他は特に行っておらず、閲覧チェックなど、確実な周知に向けた工夫も期待が持たれる。 懇談会、親子遠足、夕涼み会、プレイデー(運動会)など主な行事の実施後には保護者にアンケートを行い、寄せられた意見は取りまとめられて職員間で共有されるとともに、次回の実施に反映させている。口頭で得た意見もとまとめて書面化し、会議で報告がなされている。欠席者には担任から当日の資料を渡すとともに、口頭と書面で概要を報告している。また別に本社においてCS(顧客満足度)調査を行い、乳児・幼児別に保育サービスや運営、職員の接遇などについて設問を設け、保護者の満足度を把握しており、同時に共通する内容に関してES(従業員満足)の調査も行って、需給間の意識や優先順位のギャップなどを測り、改善に役立てる取り組みも行っている。 年2回の懇談会は保護者との意見交換や質疑応答など、共通理解形成の機会としても位置づけられている他、保護者代表、学識者、市民生委員、本社担当者及び園長と市担当課からなる運営委員会が設置され、年2回の会議は保護者の意見や要望を把握する機会としても活用されている。保育参加は年間を通じて受け付け、保育体験や給食の試食などを行い、園の保育内容や方針を知ってもらう機会としている。また参観は保育に支障がない限り随時可能としている。 苦情解決制度については「園のしおり」への掲載と入口ホールでの掲示によって周知を図っているが、保護者が園に直接言いづらい不満や要望については、市こども福祉課及び県社会福祉協議会を通じて第三者委員に伝えられることになっており、「園のしおり」には第三者委員は掲載されていない。意見箱・投書箱は保護者会が設置しており、寄せられた意見等は保護者会を通じて園に伝えられることとなっているが、管理は保護者会に委ねられており、フィードバックも保護者を通してのものとなるため、匿名で寄せられた意見へのタイムリーな対応という観点では、園としての何らかの検討の余地もあろうかと思われる。

評価結果をふまえた園のコメント

評価結果報告書	施設名称	しもにいくら保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
---------	------	-----------	------	--

II 運営管理			
II-3 人材育成			
<p>II-3-(1) 職員の研修ニーズを把握し、職員に適切な研修機会を確保している。(46)</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 職員の資質向上に向けた目標に基づき、各職員についてどのような技術・技能を修得する必要があるかを把握し、適切な研修機会の確保を行っている。</p> <p>b) 職員の研修機会は確保しているが、職員の資質向上に向けた目標に基づき、各職員についてどのような技術・技能を修得する必要があるかを把握していない。</p> <p>c) -</p> <p>d) 職員の研修機会を確保していない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 395 1093 549">評価</td> <td data-bbox="1093 395 1182 549">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
II-4 守秘義務			
<p>II-4-(1) 守秘義務の遵守を周知している。(47)</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育に当たり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持に関する規程が定められ、遵守すべき事項を周知の上、実施されている。</p> <p>b) 保育に当たり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持に関する規程は定められていないが、遵守すべき事項が周知され、実施されている。</p> <p>c) 保育に当たり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持について、遵守すべき事項が周知されているが、実施されていない。</p> <p>d) 保育に当たり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持について、職員に周知していない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 766 1093 919">評価</td> <td data-bbox="1093 766 1182 919">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		

<p align="center">評価の根拠(この領域に関する施設の状況)</p>
<p>本部において入職時に新任研修や新卒者研修(常勤・非常勤含む)を行っており、勤務の心得や社の保育の考え方など、職員及び保育者としての基礎を学ぶ機会がある。またベネッセスタイルケア共通の取り組みとして各職員の目標管理を行っており、本部制定の「チャレンジシート」等の共通書式により、自己評価や個々の課題・目標の設定、園長との「チャレンジ面談」による達成度検証など、職種や経験をふまえた個別の職員育成を行う仕組みが整備されている。あわせて、保育環境や食育、発達支援など外部の各種研修に職員が参加している他、本部において行う職種・職位別の内部研修もおのおの参加が行われるなど、個々の資質や目標に応じた研修参加が行われている。</p> <p>目標管理と研修参加・派遣は基本的に常勤職員に対して行っており、非常勤職員に対しては新任・新卒者研修の他、常勤への登用制度を設け、スキルアップへの動機付けの一つとしている。研修については園内で行った乳幼児の応急手当に関する研修に参加が図られた他、「非常勤会議」を通じた検討や実践を通じた学びが中心となっている。</p> <p>なお市こども福祉課の取り組みとして、保育園の危機管理に関する全8回の研修プランがあり、21年1~2月に実施し、公私立問わず保育園職員が参加可能として、保育園職員として危機管理意識の向上と啓発を図っている。</p> <p>研修参加後は報告書が提出され、職員会議を活用した報告や職員間の自由閲覧によって成果の共有を図っている。</p> <p>「個人情報保護ハンドブック」を配付し、採用時に研修を受け内容の確認、誓約書を個別に署名捺印し本部へ提出している。また重要書類は所定の場所にて鍵をかけて管理している。閲覧をする場合には事務所に管理している鍵を受け取り、終了後には鍵を返却する仕組みとしており、誰が使用したか把握できるようになっている。連絡帳に関しては登降園の際に直接職員に手渡し仕組みとしている。</p>

<p align="center">評価結果をふまえた園のコメント</p>
<p> </p>

評価結果報告書	施設名称	しもにいくら保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
---------	------	-----------	------	--

Ⅲ 多様な子育てニーズへの対応／ 地域住民・関係機関との連携

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

Ⅲ-1 多様な子育てニーズへの対応	
<p>Ⅲ-1-1(1) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みを行い、それを事業に反映している。(30)</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 多様な子育てニーズの把握と、それに対応した計画策定と実施、関連機関との連携、職員の資質向上のための教育が適切に行われている。</p> <p>b) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みを行い、それを事業に反映させている。</p> <p>c) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みは行っているが、それを事業に反映させていない。</p> <p>d) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みを行っていない。</p> <p>(取り組みの結果把握したニーズが現行のサービスの範囲内にとどまっている場合は、挙証材料による事実確認ができればaとしてよい)</p>	<p>評価 a</p>
<p>Ⅲ-1-1(2) 育児相談など地域の子育て家庭を対象とする子育て支援のための取り組みを行っている。(31)</p> <p>【判断基準】</p> <p>ア 電話やファクスなどによる子育て相談を行っている。</p> <p>イ 来園による子育て相談を行っている。</p> <p>ウ 育児情報の提供を行っている。</p> <p>エ 地域の子育て家庭の親子が定期的集まる機会を設けている。</p> <p>オ 地域の子育て家庭の親子と園に通っている親子が交流する機会を設けている。</p> <p>カ 地域の母子保健活動と連携した取り組みを行っている。</p> <p>【総合判断基準】</p> <p>a.よい取り組みが行われている。 b.概ね取り組みが行われている。 c.取り組みが不十分である。 d.取り組みが行われていない。</p> <p>(地域性により、上記取り組みの実施事例に乏しい場合は、取り組みのための体制が整っていることの実事確認ができれば、実施されていると判断してよい。また、上記取り組みのうち実施の必要がない、もしくは困難であると判断できるものは、基準から除外し、不適合にカウントしない)</p>	<p>評価 a</p>
<p>Ⅲ-1-1(3) 一時保育は、一人一人の子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。(32)</p> <p>【判断基準】</p> <p>ア 一時保育のための保育室などの確保に配慮している。</p> <p>イ 一時保育のための担当者が決められている。</p> <p>ウ 一人一人の子どもの日々の状態を把握している。</p> <p>エ 保護者とのコミュニケーションを十分にとっている。</p> <p>オ 一時保育の子どもと通常保育の子どもとの交流に配慮している。</p> <p>【総合判断基準】</p> <p>a.一時保育の内容や方法によく配慮している。</p> <p>b.一時保育の内容や方法に概ね配慮している。</p> <p>c.一時保育の内容や方法に対する配慮が不十分である。</p> <p>d.一時保育の内容や方法に配慮していない。</p>	<p>評価 a</p>
<p>※ 一時保育を実施していない施設は本項目の評価を行わず、その旨付記する。</p>	

地域子育ての支援として一時保育とミニ子育て支援センター、市の事業として月1回実施している園開放「あそぼう会」を実施しており、ミニ子育て支援センターの事業の一つである地域の0歳児親子の集まり「ハミングサークル」の利用者などへのアンケートを通じ、地域の子育てのニーズの把握を図り、関係研修への参加も確認されている。

地域の在宅の子育て世帯を対象とした相談等については、市の保育園案内や市こども福祉課、市内の子ども家庭支援センターなどを通じて広報している。また園内の多目的室(ミニ支援センター用スペース)に各種情報を常置するとともに、園玄関にも各種の情報を掲示・常備し、地域の来園者やミニ支援センター利用者などに向けた育児情報の提供を行っている。地域の子育て家庭の交流の場としては「ハミングひろば」があり、園の行事「夕涼み会」では卒園児や「ハミングサークル」「ハミングひろば」「あそぼう会」利用者、地域住民などにも参加を呼びかけ、地域の人々や子育て家庭と在園世帯との交流の機会となっている。

一時保育「トゥインクル」を実施、半年間の利用予約を可能とした週3回以内の「非定型」と月4日以内の利用を月極めで予約する「リフレッシュ」とがある。実施にあたっては専用の保育室があり、専任者も配置している。利用する一人ひとりの子どもについては「成長の記録」と受け入れ時の口頭連絡によって状況を把握・記録し、継続して利用する子どもには、個別の月案を立案、日誌も個人別に用意している。アレルギー対応については在園児と同じ仕組み(面接と医療機関の指示書)によって利用開始時に状況の把握を行い、開始後の対応が行われる。離乳食についても在園世帯同様に対応している。在園児との交流も年齢や発達に応じて行われ、月案についても全体の職員会議で共有が図られている。

評価結果をふまえた園のコメント

Ⅲ 多様な子育てニーズへの対応／ 地域住民・関係機関との連携			
Ⅲ-2 地域住民や関係機関・団体との連携			
Ⅲ-2-1) 保育所の役割を果たすために必要な地域の関係機関などの情報を収集し、それを職員が共有している。(33) 【判断基準】 a) 地域の関係機関についての情報を収集し、それを職員が共有している。 b) - c) 地域の関係機関についての情報を収集しているが、それを職員が共有していない。 d) 地域の関係機関についての情報を収集していない。	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="background-color: #00b0f0; color: white;">評価</td> <td style="background-color: #00b0f0; color: white; font-size: 2em;">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
Ⅲ-2-2) 子どもの健康状況について、医療機関などに相談や連携ができる体制になっている。(34) 【判断基準】 a) 子どもの健康状況について、医療機関などに相談や連携ができる体制になっている。 b) - c) - d) 医療機関などに相談や連携ができる体制になっていない。	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="background-color: #00b0f0; color: white;">評価</td> <td style="background-color: #00b0f0; color: white; font-size: 2em;">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
Ⅲ-2-3) 育児相談などに際して、児童相談所などの専門機関に相談や連携ができる体制になっている。(35) 【判断基準】 a) 育児相談などに際して、児童相談所などの専門機関に相談や連携ができる体制になっている。 b) - c) - d) 児童相談所などの専門機関に相談や連携ができる体制になっていない。	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="background-color: #00b0f0; color: white;">評価</td> <td style="background-color: #00b0f0; color: white; font-size: 2em;">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
市こども福祉課や児童相談所、警察・消防、医療機関など、日常の運営において園と関わりのある各機関が連絡先とともに一覧化され、事務室に掲示されている。また行政・各機関との会議で得られた譲歩や市や地域の関係機関からの資料等はファイルして事務室に常備され、別に市作成の子育てに関する関係機関を網羅した「和光市子育てガイドブック」も必要に応じて活用されている。
園内での病気・ケガ発生時には園医に相談する他、歯科・整形外科・内科・外科・耳鼻科など必要な病院の情報を集め、リスト化してすぐに対応できるようにしており、1階事務室に関連医療機関の連絡先を掲示している。また各家庭で日頃から利用しているかかりつけ医を把握し、ケースや保護者の意向によって園医とかかりつけ医とのどちらも利用できる仕組みとしている。
市の巡回相談が年2回あり、臨床心理士と家庭児童相談員が来園して発達支援等に関する助言や相談対応を行っている。また別途本社において委嘱している専門家があり、年3回の来園と指導がある。これらの機会において、園の判断や保護者の相談に応じて、子どもの様子の観察や保育への助言が行われている。また今年度は実施していないが、そうした専門家に保護者が相談する機会も設けた事例もあるとのことである。また家庭児童相談室や市こども福祉課などとの連携が必要に応じて可能である。

評価結果をふまえた園のコメント
Empty space for comments

Ⅲ 多様な子育てニーズへの対応／ 地域住民・関係機関との連携	
Ⅲ-2 地域住民や関係機関・団体との連携	
Ⅲ-2-(4) 小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会を設けており、職員間の話合い、研修などの連携の機会がある。(36)	
【判断基準】 a) 小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会を設けており、職員間の話し合い、研修などの連携の機会がある。 b) 小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会、もしくは職員間の話し合い、研修などの連携の機会を設けている。 c) - d) 小学校との間での小学生と園児の交流または職員間の連携について、機会を設けていない。 (地域や自治体の事情等により、小学校との交流・連携が困難である場合は、評価を行わず、特記欄にその旨付記すること)	評価 a
Ⅲ-2-(5) 民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っている。(37)	
【判断基準】 a) 民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っている。 b) - c) - d) 民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っていない。	評価 a
Ⅲ-2-(6) 近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしている。(38)	
【判断基準】 a) 近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしている。 b) - c) - d) 近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしていない。	評価 a
(This section is currently blank in the provided image.)	

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
市内の保育園職員による勉強会「保育問題研究会」において、小学校教諭を招いての交流会を実施しており、就学にあたっての相談や意見交換などを行っている。また市内の保育園園長会の取り組みとして、保育園が小学校に対して就学園児の情報を引き継ぐための書式として全国で検討が進められている「児童保育要録」に関して、小学校との合同会議を行っている。その他、市の取り組みとして、小・中学校教諭が初任者研修の一環として保育園を訪れ、園の生活を知ってもらう機会がある。 近隣の複数の小学校との交流があり、園長などが事前に挨拶に訪れた上で5歳児が訪問するなどしている。また園のプレイデイ(運動会)・夕涼み会に小学生を招き、競技やゲームを在園児とともに楽しんでいる。 民生・児童委員は園の運営委員会の委員を務めており、別の委員の方が苦情解決第三者委員となっており、必要に応じた協力が得られる仕組みとなっている。また幼稚園・保育園の他、地域の小中学校及び養護学校などが連携したネットワーク「和光市心の教育推進会議」に民生・児童委員が加わっており、「あいさつ運動」「花いっぱい運動」など、連携した取り組みを行っている。
園外には掲示板があり、行事などの園の情報を地域に発信している他、市報や市作成の子育て情報誌等を通じた情報提供にも努めている。また夕涼み会の際には園で実施する地域の0歳児親子の集まり「ハミングサークル」利用世帯や卒園児、近隣住民や地域の子育て世帯に案内を配布し、広く参加を募るなど、行事への招待を通じた地域との交流も図られている。
(This section is currently blank in the provided image.)
評価結果をふまえた園のコメント
(This section is currently blank in the provided image.)

評価結果報告書	施設名称	しもにいくら保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
---------	------	-----------	------	--

Ⅲ 多様な子育てニーズへの対応／ 地域住民・関係機関との連携

Ⅲ-2 地域住民や関係機関・団体との連携			
Ⅲ-2-(7) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れの担当者も決められている。(39)			
<p>【判断基準】</p> <p>a) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れの担当者も決められている。</p> <p>b) -</p> <p>c) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの担当者が決められているが、受け入れの意義や方針に対する職員の理解が不十分である。</p> <p>d) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針を全職員に理解させるための取り組みが行われていない。</p>			
(地域の事情などから保育体験受け入れの必要や事例がない場合は、評価を行わず、特記欄にその旨付記すること)	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>-</td> </tr> </table>	評価	-
評価	-		

Ⅲ-3 実習・ボランティア

Ⅲ-3-(1) 実習生を受け入れるに当たっては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、実習担当者も決められている。(40)			
<p>【判断基準】</p> <p>a) 実習生を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、実習担当者も決められている。</p> <p>b) -</p> <p>c) 実習生を受け入れるに当たり、実習担当者が決められているが、受け入れの意義や方針に対する職員の理解が不十分である。</p> <p>d) 実習生を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針を全職員に理解させるための取り組みが行われていない。</p>			
(地域の事情などから保育体験受け入れの必要や事例がない場合は、評価を行わず、特記欄にその旨付記すること)	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		

Ⅲ-3-(2) ボランティアを受け入れるに当たっては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れの担当者も決められている。(41)			
<p>【判断基準】</p> <p>a) ボランティアを受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れの担当者も決められている。</p> <p>b) -</p> <p>c) ボランティアを受け入れるに当たり、実習担当者が決められているが、受け入れの意義や方針に対する職員の理解が不十分である。</p> <p>d) ボランティアを受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針を全職員に理解させるための取り組みが行われていない。</p>			
(園の方針や地域の事情などからボランティア受け入れの必要や事例がない場合は、評価を行わず、特記欄にその旨付記すること)	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>b</td> </tr> </table>	評価	b
評価	b		

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

本社作成のマニュアルとして「実習生・職業体験・ボランティアの受け入れにあたって」があり、受け入れから振り返りまでの手順、基本方針、オリエンテーション内容などが示されている。また実習生・ボランティアについては「受け入れにあたってのベネッセ規定」があり、安全衛生管理・個人情報保護及び守秘義務、保険の各項目に関して、本人への対応や確認事項をそれぞれ明示している。実習生・ボランティアからは個人情報保護及び守秘義務の遵守、保育方針の遵守、体罰・虐待・放置の禁止、園の秩序維持に関する誓約書の提出を受けている。

「実習生を受け入れるにあたって」を作成、職員向けに受け入れの意義を明記しており、年度の最初の受け入れの際に確認することとなっている。本人向けには「実習にあたって」を作成、服装や持ち物、守秘義務を含めた心構えなどを記載し、配付とともに説明を行っている。ボランティアと職業体験に関しては「実習生・職業体験・ボランティアの受け入れにあたって」に示されるオリエンテーション内容に基づいて説明を行うこととしているが、職員に対して受け入れの意義を明示するための書面や本人向けの説明資料は確認できなかったため、今後に向けた検討を期待したい。

なお中高生などの職業体験については、訪問調査時点では受け入れ実績がないため、評価対象から除外している。

評価結果をふまえた園のコメント

21年度は中学生の体験実習を受け入れを予定しています。その他、ボランティアの方を受け入れる意義の理解を深め、特に地域の方と保育園の子ども達が開く場面を増やし、職員以外の大人と関わる機会、様々な体験ができる機会を増やしていきます。